

一般社団法人 帝国華道院 定款

# 一般社団法人帝国華道院定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人帝国華道院と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、華道の向上振興を促し、華道を通じて、わが国文化の進展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 華道に関する研究及び調査
- (2) 華道に関する展覧会、講習会及び講演会の開催
- (3) 機関紙及び華道に関する出版物の刊行
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 この法人の目的に賛同する一般華道愛好者
- (2) 正会員 この法人の目的に賛同する一般華道教授者、又はこれに準ずる者でいけばな芸術の普及を行っている者
- (3) 特別会員 この法人の事業を後援する華道家元、華道団体首脳者、又はこれに準ずる者で、いけばな芸術の昂揚と普及活動を行っている者

(4) 名誉会員 この法人に対し、特に功績のあった者、又は華道の向上振興に関して功績のあった者で理事会の推薦する者

2 前項の会員のうち、正会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員（以下「一般法人法」という。）とし、各会員の会費は、別に定める規則による。

#### （会員の資格の取得）

**第6条** この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ会費を納めることを要しない。会員は、この法人が刊行する機関誌及び図書の優先的配布を受けることができる。

#### （任意退会）

**第7条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### （除名）

**第8条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### （会員資格の喪失）

**第9条** 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第5条第2項の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 会員総会

#### （構成）

**第10条** 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

#### （権限）

**第11条** 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
  - (2) 理事、監事、評議員の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

**第12条** 会員総会は、定時会員総会として毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第13条** 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

**第14条** 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

**第15条** 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

**第16条** 会員総会の決議は、総会員の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものの選任することとする。

#### (議事録)

**第17条** 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

### 第5章 役員

#### (役員の設定)

**第18条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長2名以内、5名以内を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

**第19条** 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務権限)

**第20条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

#### (監事の職務権限)

**第21条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員を選任)

**第22条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は第18条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (解任)

**第23条** 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

### (報酬等)

**第24条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、会員総会の決議により別に定める。

### (名誉会長及び顧問)

**第25条** この法人に、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

4 名誉会長及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

**第26条** この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

**第27条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

#### (招集)

**第28条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

**第29条** 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったとみなす。

#### (議事録)

**第30条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 評議員会

#### (評議員会の設置)

**第31条** この法人は、事業の円滑な推進を図るため、任意機関として、理事会の決議により、評議員会を設置することができる。

- 2 評議員の委員は、理事会において選任する。
- 3 評議員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 評議員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める評議員会規則によるものとする。

## 第8章 支部

#### (支部)

**第32条** この法人に、支部を置くことができる。支部に関する規程は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第9章 資産及び会計

### (事業年度)

**第33条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

**第34条** この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (事業報告及び決算)

**第35条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第10章 定款変更及び解散

### (定款の変更)

**第36条** この定款は、会員総会によって変更することができる。

### (解散)

**第37条** この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。



### (残余財産の帰属)

**第38条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (剰余金の分配)

**第39条** この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

**第40条** この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法による。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行にともなう関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、粕谷明義とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等の法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。